

2. 箇所番号・箇所名・所在地の命名規則

箇所番号は既往調査結果を基に決定する。箇所名、所在地は既往調査結果と実際の位置を確認し、明らかに異なる場合は適宜修正する。箇所名、所在地については、成果品とりまとめの前段階で市町に確認する。また、結果一覧表および国交省 DB には箇所名のヨミガナを記載する必要があるため、市町へ確認する。

2. 1 急傾斜地

(1) 箇所番号

【急傾斜地崩壊危険箇所を含む場合】

急傾斜地斜面カルテにおける延長が最も長い急傾斜地崩壊危険箇所を主たる急傾斜地と定める。

急傾斜地崩壊危険箇所の例：急傾斜地崩壊危険箇所番号 I-1-1000
 急傾斜地崩壊危険箇所の分類（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）－斜面区分－番号
 I - 1 - 1000

【急傾斜地崩壊危険箇所を含まない場合】

隣接する急傾斜地崩壊危険箇所番号に枝番を付する。

急傾斜地崩壊危険箇所の例：隣接する急傾斜地崩壊危険箇所番号 I-1-1000
 急傾斜地崩壊危険箇所の分類（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）－斜面区分－番号
 I - 1 - 1000-1

(2) 箇所名

【○20260331 改訂前】

【急傾斜地崩壊危険箇所を含む場合】

主たる急傾斜地崩壊危険箇所の調査結果における「箇所名（番号）」とする。

例) 桜ヶ丘（1000）、原田（265）

【急傾斜地崩壊危険箇所を含まない場合】

番号を付した隣接する急傾斜地崩壊危険箇所の調査結果における「箇所名（番号）」とする。

例) 桜が丘（1000-1）、原田（265-2）

【○20260331 改訂後】

新規指定箇所については、「所在地の町丁目・大字（箇所番号）」とする。

例) 急傾斜地崩壊危険箇所：桜ヶ丘、箇所番号：I-1-1000

所在地：広島市 安佐南区 長楽寺3丁目

⇒土砂災害警戒区域名：長楽寺3丁目（1000）

注意点

新規指定及び見直し調査の際は、下記の点を確認すること

- ・ 箇所名に番地以降の住所表記を含む場合は、ある一軒の家屋を特定していないか。

例) 既指定 箇所名：温品町6丁目17(31-1)

見直し指定 箇所名：温品町6丁目(31-1)

- ・ 他の土砂災害警戒区域と箇所名が重複していないか。

2. 2 土石流

(1) 箇所番号

【土石流危険渓流を含む場合】

主溪流とした土石流危険箇所番号を元に命名する。

土石流危険渓流の例：土石流危険渓流番号 I-1-9-365

土石流危険渓流の分類（Ⅰ、Ⅱ、準）－河川の分類－水系番号－番号 I － 1 － 9 － 365

主溪流の枝番を「1」とし、警戒区域内の渓流数が枝番により分かるようにする。

例) 主溪流：I-1-9-365-1、副溪流：I-1-9-365-2、…

ただし、主溪流のみの場合は枝番を付さない。

【土石流危険渓流を含まない場合】

主溪流とした流域面積が最大の渓流に隣接する土石流危険渓流のどちらかの番号を記入し、箇所番号の末端に「隣」を付す。

土石流危険渓流の例：土石流危険渓流番号 I-1-9-365

土石流危険渓流の分類（Ⅰ、Ⅱ、準）－河川の分類－水系番号－番号隣 I － 1 － 9 － 365 隣
--

例) 主溪流：I-1-9-365 隣-1、副溪流：I-1-9-365 隣-2、…

主溪流：I-1-9-365 隣 a-1、副溪流：I-1-9-365 隣 a-2、…

主溪流：I-1-9-365 隣 b-1、副溪流：I-1-9-365 隣 b-2、…

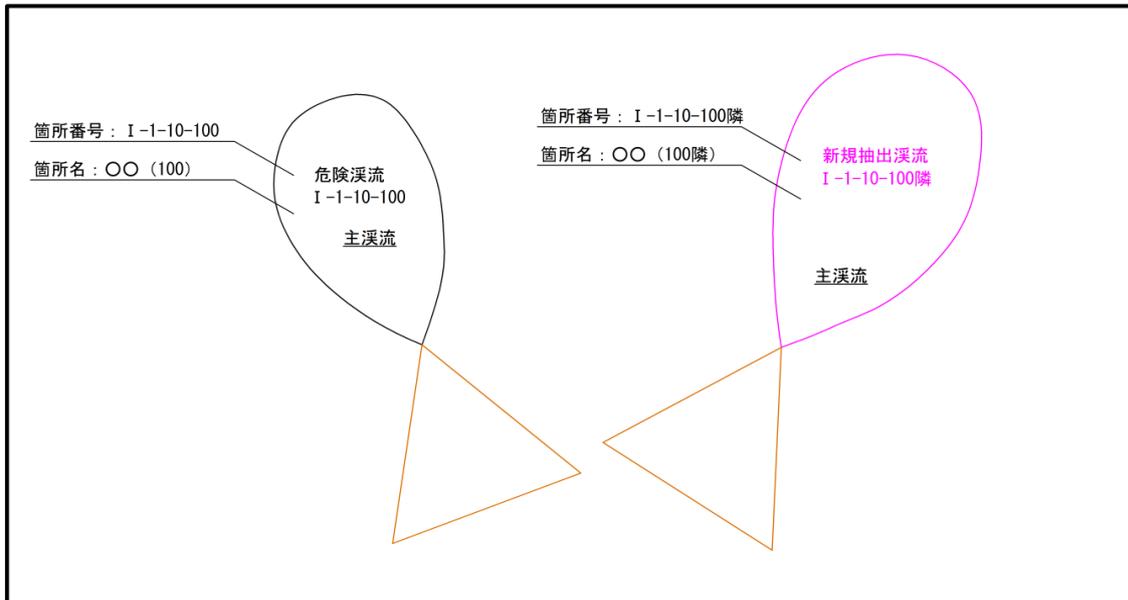
主溪流の枝番を「1」とし、警戒区域内の渓流数が枝番により分かるようにする。

ただし、主溪流のみの場合は枝番を付さない。

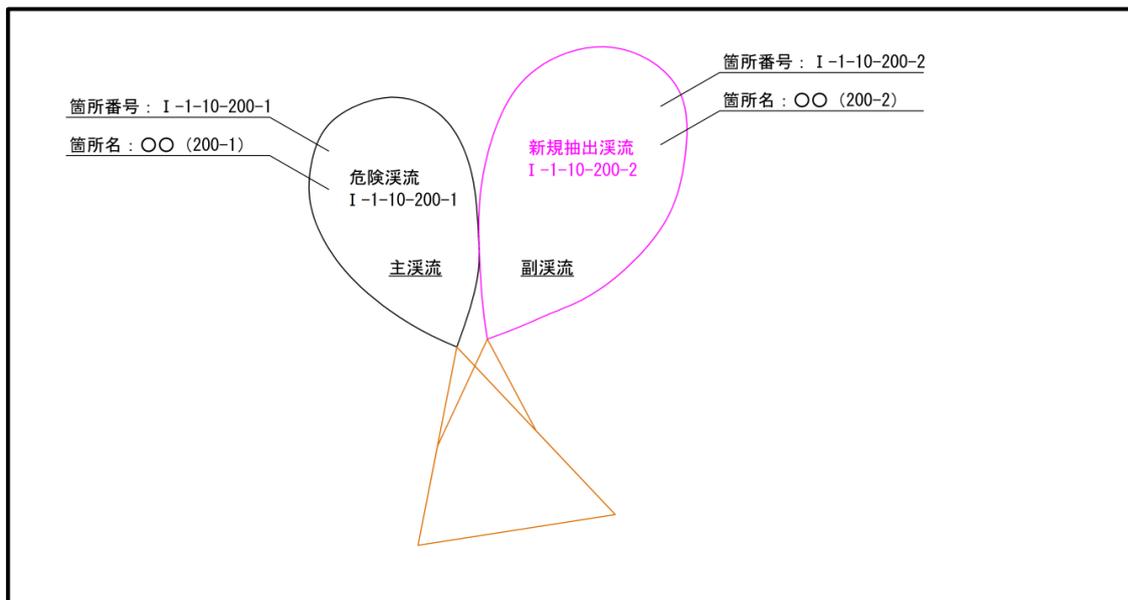
(2) 箇所名

箇所名の表記は、「溪流名（番号）」とする。例) ○○（365 隣 a-1）

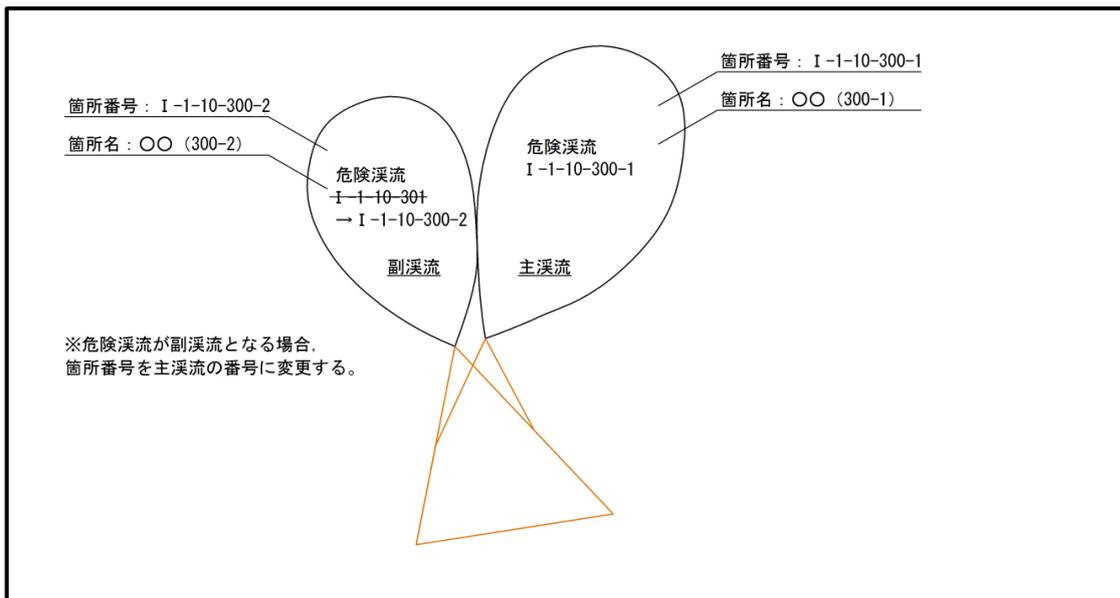
溪流名は、土石流危険渓流調査結果によるものとする。ただし、溪流名に数字が付されているものは、数字を省略する。土石流危険渓流でない箇所の場合は、「箇所番号を付した隣接する土石流危険渓流の箇所名（番号 以降）」とする。



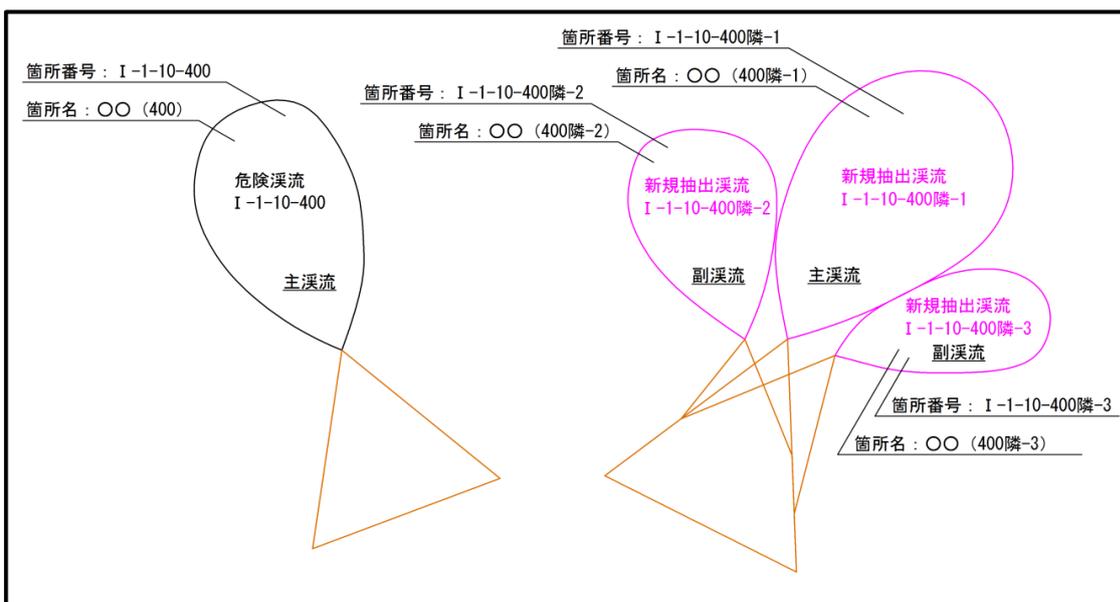
(a) 主溪流のみの場合



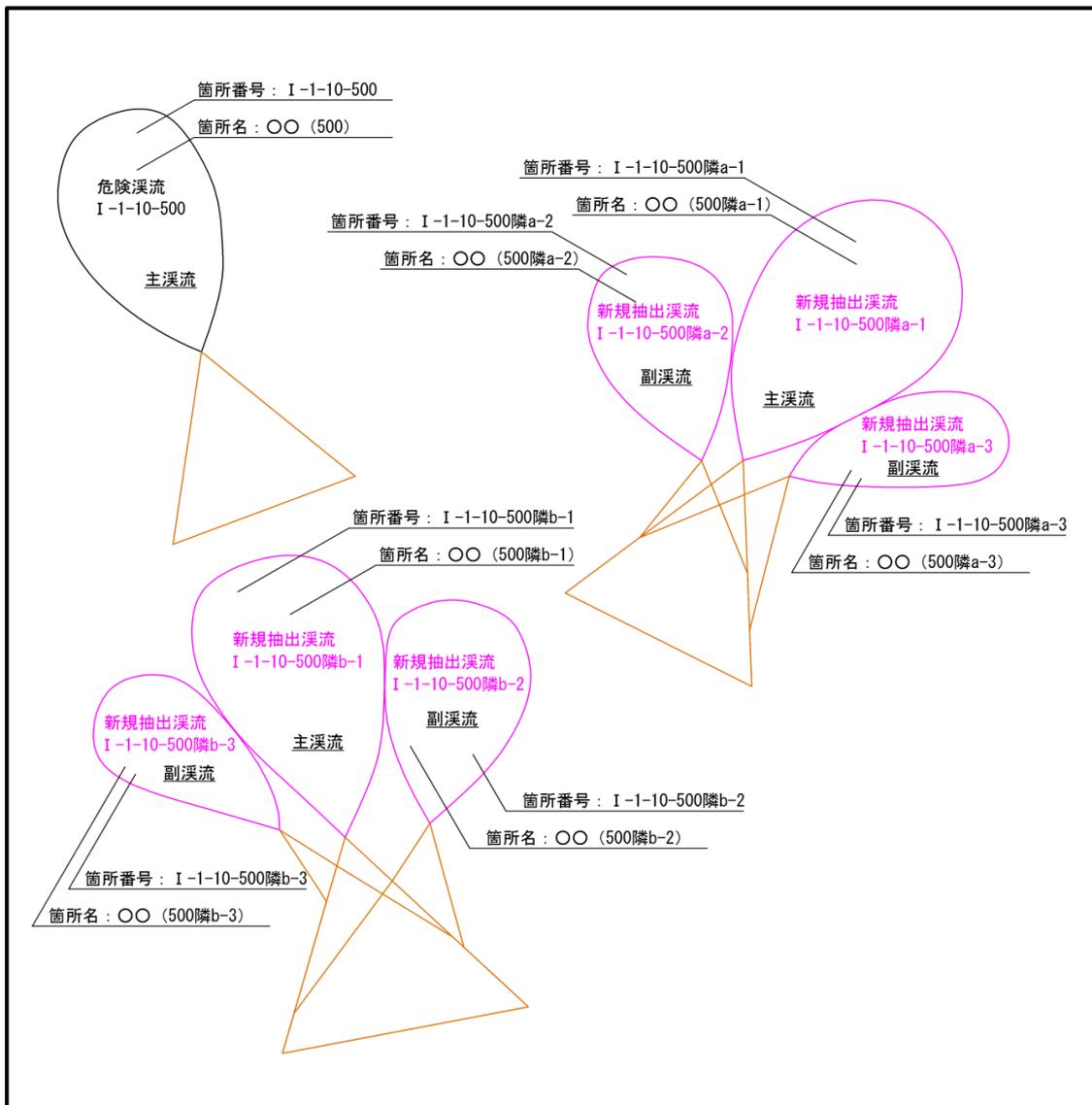
(b) 一つの警戒区域に危険渓流と新規抽出渓流が存在する場合



(c) 一つの警戒区域に危険溪流が複数存在する場合



(d) 一つの警戒区域に新規抽出溪流のみしか存在しない場合



(e) 一つの警戒区域に新規抽出溪流のみしか存在しないものが複数ある場合

2. 3 所在地

(1) 区域名

区域名は、漢字やフリガナを事前に市町に確認する。特に、区域名は県報に記載するので間違いの無いようにする。

(2) 所在地

各区域の所在地は、下記の通りとし、基本的には大字までの標記とする。

- ・土石流：基準地点の所在地
- ・急傾斜地の崩壊：がけの所在地

【注意点】

- ・複数工区にまたがる場合は、指定範囲の面積が大きい校区側の所在地とすること。
- ・複数市町にまたがる場合は、複数市町の所在地を並記すること。

所在地 = 郡・市 + 区・町 + 町丁目・大字

(一般的な市区制)

- | | | | |
|----|-----|------|--------|
| 例① | 広島市 | 安佐南区 | 長楽寺3丁目 |
| 例② | 広島市 | 安佐南区 | 沼田町大字伴 |

(一般的な町制)

- | | | | |
|----|-----|-----|-----|
| 例③ | 安芸郡 | 府中町 | 桜ヶ丘 |
|----|-----|-----|-----|

(市町村合併後、旧町名が残っている例)

- | | | | |
|----|-------|-----|----|
| 例④ | 安芸高田市 | 高宮町 | 原田 |
|----|-------|-----|----|

(市町村合併後、旧町名が残っていない例)

- | | | | |
|----|------|--|----|
| 例⑤ | 廿日市市 | | 永原 |
|----|------|--|----|

【注意点】

所在地を決定する際には、下記の点について確認すること。

- ・町丁目・大字までの標記となっているか。
- ・所在地の名称が正式名称であるか（正：△△町大字〇〇、誤：△△町〇〇 など）。
- ・調査年度や基礎調査会社が異なる場合に、所在地の統一が図られているか（△△町大字〇〇と△△町〇〇が混在 など）。